

神戸市 PRプランナー募集案内

神戸市は「若者に選ばれるまち+誰もが活躍するまち」の実現に向けて、まちの総合力を高める施策に取り組んでいます。

この度、本市の魅力や取り組みをさまざまな手法や視点で、より戦略的に市内外に発信するため新たに「PRプランナー」を募集します。

今の神戸とこれからの神戸をより多くの方に知ってもらい、共感し、応援し、ともに未来のまちづくりに参加していただけるよう、私たちと一緒に熱意と向上心を持って従事していただける方のご応募をお待ちしています。

●委嘱予定日：2019年6月1日

●受付期間：2019年2月14日(木)～2019年3月13日(水) 17:00まで

ウェブサイト「Wantedly」からお申し込みください。

<https://www.wantedly.com/projects/277981>

1 募集内容

(1) 役職：PRプランナー

(2) 募集人員：1名

(3) 主な職務内容：

- ① 本市の強みや魅力を活かした戦略PRの企画立案・実行
- ② メディアリレーション活動
- ③ 広報に係る研修の実施
- ④ 上記①～③の業務に伴う、市内外関係者との調整等

(4) 委嘱期間：2019年6月1日～2020年3月31日(予定)

(5) 勤務場所：神戸市役所

※PRプランナーは地方公務員法第3条第3項に基づく非常勤の嘱託職員です。

※勤務状況が良好な場合は、翌年度以降も、委嘱期間を1年毎に更新することがあります。

(上限3年、2022年3月31日まで)

※選考の結果、適任の方がいない場合は、委嘱を見合わせる場合があります。

※本公募は平成31年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行います。予算が成立しない場合には、この募集に基づく委嘱を行わないことがあります。

2 応募資格

- (1) 広告会社やPR会社などにおいて戦略PR分野での実務経験があること

※ブランド戦略・マーケティング戦略・コミュニケーション戦略の立案、マス媒体、デジタル媒体、キャンペーンなどの立案、企画、実施経験など。

- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

※地方公務員法第16条（抜粋）

次の各号一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考方法

- (1) 第一次選考（Skypeによる面談）

選考内容：選考申込書兼職務経歴書に基づき、職務に対する適性、能力、意欲等について審査します。申込後、面談日程を調整させていただきます。本募集案内に記載の条件を満たさない方については選考を行いません。

合格発表：第一次選考の結果は合否に関わらず、2019年3月下旬にメールなどにより応募者全員に通知します。結果が届かない場合、下記8のお問い合わせ先にご連絡ください。

- (2) 第二次選考（個別面接）

実施日時：2019年4月10日（水）・11日（木）（予定）

※実施日時・場所等の詳細については、第一次選考の合格者へメールなどにより通知します。

選考内容：個別面接を行い、PRプランナーとしての適性を総合的に審査し、最終合格者を決定します。

合格発表：第二次選考の結果は、第二次選考受験者全員に、2019年4月下旬までにメールなどにより通知します。結果が届かない場合、下記8の問い合わせ先にご連絡ください。

4 報酬等

- (1) 報酬：【年俸額】約530万円（月額：約44万円）（45歳採用・週3日の場合の例）
※報酬は、最終学歴・経歴（職務内容・期間）に応じて、一定の基準により決定します。
※別途、通勤費を支給します。
- (2) 勤務日数：週2日または週3日 ただし必要に応じて休日出勤有り
※最終合格者に対し、希望する勤務日数を相談させていただきます。
※勤務時間は、8時45分～17時30分（休憩1時間）です。
※但し、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。
※具体的な出勤日は、選考合格後、相談の上決めさせていただきます。
- (3) 休 暇：年次有給休暇12日（週3日の場合）、その他夏季休暇など
※休暇は勤務日数により変動
週3日勤務：休暇20日×3/5＝12日
週2日勤務：休暇20日×2/5＝8日
- (4) そ の 他：社会保険等有。ただし勤務条件による。

5 申込手続

- (1) 申込書類
選考申込書兼職務経歴書
- (2) 申込期間：2019年2月14日(木)～2019年3月13日(水) 17：00まで
ウェブサイト「Wantedly」からお申し込みください。
<https://www.wantedly.com/projects/277981>
- (3) 申込方法
申込期間内に選考申込書兼職務経歴書をご提出ください。
- (4) 注意事項等
- ① 選考結果及び理由についての電話及びメール等によるお問い合わせは一切受け付けません。
 - ② 選考実施に関して収集した個人情報は、本選考の円滑な遂行のために用い、神戸市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
 - ③ 申込手続きに不備がある場合は、応募が無効となります。
 - ④ 受験資格がないことや申し込みの内容に虚偽があると認められた場合など合格を取り消すことがあります。

6 採用までのスケジュール

応募開始	2019年2月14日(木)
申込受付	2019年2月14日(木)～2019年3月13日(水)17:00まで
第一次選考合格発表	2019年3月下旬
第二次選考（面談）	2019年4月10日・11日<予定>
第二次選考合格発表	2019年4月下旬
採用	2019年6月1日 <予定>

7 FAQ

- Q. 今勤めている会社に私が受験することを伝えていないのですが、神戸市は秘密を守ってくれますか。
- A. いただいた個人情報は、選考申込書記載の連絡先に確認の連絡をとること以外には使用しません。また、外部からの問い合わせに対し、応募の有無も含め個人情報についてお答えすることはありません。ただし、最終合格者については、採用までに職歴証明書を提出いただくなど、職務経歴について確認させていただきます。
- Q. 兼業は可能ですか。
- A. 兼業は可能です。ただし、勤め先がある場合には、第一次選考を通過した時点で、なるべく会社並びに所属団体等との調整を始めてください。
- Q. 委嘱期間は年度毎の更新のようですが、最長何年間委嘱されますか。
- A. 委嘱期間は最長3年です。ただし、翌年度以降の委嘱の有無については、予算の議決、仕事の成果、その他の状況にもよります。したがって、勤務成績が良好でも、翌年度以降の委嘱が保証できない場合があります。
- Q. 遠隔地から通勤の場合、宿泊費は支給されますか。
- A. 宿泊費は支給されません。通勤費は支給します。

<参考>

- 神戸市ホームページ 市長室 広報戦略部 広報課のページ
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/about/construction/0100/0130/index.html>
- 神戸市ホームページ 市長室 事業概要（広報課の事業概要が含まれています）
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/about/construction/0100/img/2018jigyougaiyou.pdf>

8 お問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所 1号館16階）

神戸市市長室広報課：川西・吉田

TEL：078-322-5085

E-mail：kouhoukikaku@office.city.kobe.lg.jp